

(別紙 1)

**重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための  
代替医師確保支援事業に係る補助対象等について**

**1 補助対象事業**

次の(1)～(3)のすべてに該当する事業

(1) 以下のいずれかに該当する医療機関において代替医師を雇用するもの

医療機関	
病 院	1 医師少数区域に所在 2 医師少数スポットに所在
診療所	1 分娩を取り扱う産科 2 1以外の有床診療所

(2) 夜間休日診療を行うための、土曜日、日曜日、祝日の宿日直を行う代替医師を確保するもの

(3) 令和7年度より常勤医の日当直回数が減少するもの

**2 補助対象経費及び基準額**

1. 対象経費	2. 補助基準額	3. 補助率
土曜日、日曜日、祝日の代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、諸謝金、旅費、社会保険料	60,000円×日直・宿直回数	1/2

**3 留意事項**

(1) 以下に該当する事業は対象外であること。

ア 歯科医師の確保をするもの

イ 以下に該当する医療機関

- ・ 企業、工場、特別養護老人ホーム等に設置されている
- ・ 主に自由診療（保険外診療）を行っている

ウ 同一開設者間での医師派遣

(2) 医師派遣元医療機関支援事業を活用している医療機関も本事業の対象となること。

(3) 代替医師が他の医療機関から派遣されている場合において、派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、支援対象外であること。ただし、特に医師が不足する診療科に限定した代替医師を派遣されている場合には、当該診療科に関して不足状況を記載した書類（任意様式）を添付すること。

(4) 1医療機関において、申請できるのは「1当直帯あたり1人分まで」とすること。

(5) フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて回数を按分すること。

#### 4 提出書類

- ・重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業実施計画【様式1】
- ・所要額明細書【様式2】
- ・基準額算出調書【様式3】

#### 5 その他参考資料（国資料）

- 夜間休日診療を行うための、土曜日・日曜日・祝日の宿日直を行う代替医師（非常勤）が対象。

- **令和7年度より常勤医の日当直回数が減少した分を対象とする。**

- 「医師派遣元医療機関支援事業」を活用している医療機関も本事業の**対象**になる。

（例）「医師派遣元医療機関支援事業」でA病院（派遣元）からB病院（派遣先）に派遣を行っている場合

- ・A病院が平日の医師派遣を行っているが、A病院の土日の代替医師確保は支援対象。
- ・B病院は平日の医師派遣を受けているが、B病院の土日の代替医師確保は支援対象。
- ・B病院がA病院から土日の代替医師を確保している場合でも、B病院は支援対象。

※「医師派遣元医療機関支援事業」は宿日直を行うための派遣は対象外。

- 代替医師が医療機関から派遣されている場合において、**派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、対象外とする。ただし、不足する特定診療科に限定した代替医師を派遣されている場合は、対象とすることは可能。**

（例）



常勤医a

B病院

本事業でaを土日代替医師として確保

常勤医c

C病院

・A病院は、常勤医aをB病院の土日代替医師として派遣している一方で、C病院から常勤医cを土日の代替医師に由来している。この場合、A病院は本事業（常勤医cの確保）の対象外となる。  
・ただし、常勤医cがA病院において不足する特定診療科の代替医師であれば、対象とすることは可能。  
※B病院は本事業（常勤医aの確保）の対象

10

- 1医療機関において、申請できるのは「1当直帯あたり1人分まで」とする。

- フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて、回数を按分すること。

（例）日直が8:00~18:00（10時間）、宿直が18:00~翌8:00（14時間）の勤務体系の時

- ・フルタイムで宿日直した場合

→ 60,000円 × 2回 = 120,000円

- ・日直分を13:00から行い、宿直はフルタイムで勤務した場合

→ (60,000円 × 1回 × 5H/10H) + (60,000円 × 1回) = 90,000円